

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	多田建設株式会社（代表取締役 多田 恵造）
	法人番号 2380001000843
住所	福島県福島市鎌田字中森山1-1

2. 措置期間

令和 8年 2月 24日 ~ 令和 8年 3月 23日（1か月）

3. 事実概要

令和7年11月17日、当該人が元請負人として施工中の県北流域下水道建設事務所発注「流域下水道整備（交付）工事（水管橋撤去）」（第25-41510-0006号）において、河川堤防への進入路として、道路の隅切り部を拡幅する盛土を行うための大型土のう設置のため、バックホウにて据付部の整形を行っていた際、法面に埋設されたいた国土交通省の情報ボックスケーブルに接触し切断した。

この事故では、法面整形等の掘削作業を行う際、試掘等による埋設物の確認を行っていなかったことなど、安全管理の措置が不適切であったと判断される。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1の5（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第1の5】

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	
5 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
福島県福島市杉妻町2-16
（電話）024-521-7899